

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こどもデータ連携の取組に関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-data>) からご覧いただけます。

第3回こどもデータ連携の取組に関する検討会

議事概要

- 日時 令和7年1月27日(月) 10:00～12:00
- 場所 こども家庭庁会議室、オンライン開催
- 検討会メンバー

メンバー（順不同、敬称略）	役職
新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 教授
堀口 悟郎	岡山大学 学術研究院 社会文化科学学域（法学系）教授
水町 雅子	宮内・水町 IT 法律事務所 弁護士
山野 則子（ご欠席）	大阪公立大学 現代システム科学研究科 教授
永岡 龍一郎	広島県 健康福祉局 子供未来応援課
米井 貴子	府中町 福祉保健部 子育て支援課
元村 真理子	福岡市 こども未来局 こども健やか部 こども見守り支援課
江添 信城	戸田市 教育委員会 教育政策室 学校教育アドバイザー

- 議題
 1. 第2回検討会の取りまとめ状況ご報告
 2. ガイドライン修正の論点案②（4.個人情報の取扱いに係る検討）についてのご説明
 3. ガイドライン修正の論点案③（7.支援への接続）についてのご説明
 4. 意見交換
 5. こども・若者の意見のご共有
 6. 事務連絡

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こどもデータ連携の取組に関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-data>) からご覧いただけます。

○ 議事概要

1. 第2回検討会の取りまとめ状況ご報告

第2回検討会の取りまとめ状況ご報告について、事務局より、資料1に基づき以下のとおり説明。

- ・ 「『関連性』に関するガイドライン成案の掲載内容案」及び「基本連携データ項目の見直し」について、御意見を頂戴し、それぞれについて取り込み方針を検討した。
- ・ 「基本連携データ項目の見直し」については、「データ項目自体」に関する御意見だけでなく、「考え方／留意点等」についても御意見を頂戴した。
- ・ その他、ガイドラインに対する御意見も頂戴した。

2. ガイドライン修正の論点案②（4.個人情報の取扱いに係る検討）についてのご説明

ガイドライン修正の論点案②（4.個人情報の取扱いに係る検討）について、事務局より、資料1、資料2-1に基づき以下のとおり説明。

- ・ パブリック・コメント、第1回検討会の御意見を踏まえた上で、プライバシーに関するガイドライン成案の掲載内容案について御意見を頂戴したい。

3. ガイドライン修正の論点案③（7.支援への接続）についてのご説明

ガイドライン修正の論点案③（7.支援への接続）について、事務局より、資料1、資料2-2に基づき以下のとおり説明。

- ・ パブリック・コメント、第1回検討会の御意見を踏まえた上で、支援への接続に関するガイドライン成案の掲載内容案について御意見を頂戴したい。

4. 意見交換

「4.個人情報の取扱いに係る検討」及び「7.支援への接続」、その他ガイドラインの記載について、検討会メンバー間にて自由討議が行われた。主な内容は以下の通り。

「4. 個人情報の取扱いに係る検討」についての御意見

- ・ 資料2-1 No.3 の内容について、実際に「特別な保護」がどのようなものであるか、例示等で具体的に記載をしていただきたい。具体的に何をすればよいかわからないままに「考慮する必要がある」と記載があると、取組を躊躇してしまう懸念がある。
- ・ 資料2-1 No.4 の内容について、プライバシーの観点から政策目的を周知することは重要であるが、加えて、どのようなデータを、誰が見ることが出来るのか、どのような方法でリスク判定を行うのか、支援はどういった方法で行われるのか、この取組に際して本人が保有する権利は何か、等を明示することが重要である。
- ・ 資料2-1 No.6 の内容について、GDPR に記載があるということに起因し許容されないという書き方は望ましくない。判定ロジックによる結果のみに基づいて困難を断定することは、プライバシー保護や差別偏見の助長を防ぐ関連から許容されないとした上で、GDPR による法的効果

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こどもデータ連携の取組に関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-data>) からご覧いただけます。

等を記載とするほうがよい。また GDPR 条文の記載内容を踏まえた上で記載を行わないと、GDPR の理解に対して議論を引き起こすのではないかと考える。

- ・ 資料 2-1 No.6 のプロファイリングについて、GDPR において「許容されない」との記載は不適切であり、異議申し立てを行う権利や対象とされない権利等が認められている。また、GDPR 前文 38 項や 71 項にて、こどものプロファイリングについては大人よりも厳格な規制が必要だと記載があるため、「原則的に許容されない」といった書き方がよいと考える。
- ・ 資料 2-1 No.9 の内容について、公的機関向けのルールと民間向けのルールがあり、本取組においては原則公的機関向けのルールに沿って記載すべきである。利用目的を超えた個人情報保有は、個人情報保護法第 69 条の目的外利用の規制で対応しており、「利用目的の達成に必要ななくなった情報は速やかに削除すべきである」とは言い切れない場合があるとする。データの削除基準については、「速やかに削除」ではなく、公文書管理の中で廃棄基準が決まっていると考えるため、記載が不正確だと考える。
- ・ 資料 2-1 No.9 の内容について、「必要最小限」は法律の要求事項ではない。しかし、OECD8 原則等でデータ最小化についての記載は存在するため、プライバシーの観点から最小限の方がよいという記載も考えられる。ガイドラインとして記載したい内容を、法律で要求されている内容と望ましい・適切な内容に区別して記載すべきである。
- ・ 資料 2-1 No.10 の内容について、GDPR に規定があるから守らなければいけないのではなく、「プライバシー保護の観点から」という目的を明記した上で、「GDPR にも同様の記載がある」等の書き方が望ましい。
- ・ 資料 2-1 No.10 の内容について、当自治体では、家庭から申し出があった際に、その家庭におけるデータ連携そのものを取りやめることを検討したことがあるが、事業の趣旨を損ねる懸念があったため、利用停止等までは執り行わないという整理を行っていた。本記載の異議を述べる権利はどこまでの範囲を指しているのか。
- ・ 資料 2-1 No.10 の内容について、本ガイドラインにおいて、開示請求で開示する内容を明確にしたほうがよいと考える。開示請求を受けた際に、親やこどもについての様々な情報に対して、開示・不開示とするかという判断は一律に行うことが難しいと考える。掲載内容案の記載では、開示請求には全て応じることが望ましいと理解できるが、開示請求をした親やこどもの情報であっても不開示事由にあたる場合もあり、日本法を基に記載を行った上で、「本取組においての取組内容の透明性を高めたほうがよい」等の書き方ができると考える。
- ・ 資料 2-1 No.10 の内容について、地方公共団体において開示請求を受けた際には一定の手続きに則って対応を行っているが、それ以外にどのような配慮が必要なのか、開示請求や利用停止請求に対して、どういった考え方で対応していくべきなのかについて、掲載内容案では分かりにくいと考える。本検討会の意見を踏まえて地方公共団体が誤解しないような記載にしていきたい。
- ・ プロファイリングは基本的に許容されないという前提に加えて、人の目を介したとしても、個人の日常生活の行動から個人の特性を決めつけることは、プライバシーの観点としては望ましくない

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こどもデータ連携の取組に関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-data>) からご覧いただけます。

と考える。また、日常生活や知られたくないことの暴露はプライバシーの観点から望ましくないという点についても、強調して記載することはできると考える。

- ・ 全体として、個人情報保護法、プライバシー保護について正確な情報を記載する必要があるが、全てにおいて明確に記載を区別する必要はなく、個人情報保護法上の内容と齟齬が生まれそうな箇所については、個人情報保護法上のルールと、プライバシー保護の観点から望ましい取組とを書き分けて整理するのがよい。

「7. 支援への接続」についての御意見

- ・ 資料 2-2 No.4 の内容について、人の目による確認のための情報活用に関する法的根拠が地方公共団体の例示に留まっている。国において法的根拠は何であるか整理をした上で明記いただきたい。
- ・ 資料 2-2 No.5 の内容について、担任教師のみでこどもへの対応を考えるのではなく、チーム学校として組織的に対応している。掲載内容案の文面は、担任が全て負担しているというイメージが前提にあっての文章であり、学校が組織として対応しているという内容が含まれているべきであると考え。
- ・ チーム学校が機能しているかどうかは学校による差が大きいように感じる。もしチーム学校が機能しておらず、実際には担任教員が一人で抱え込むような業務が多く生じている学校がある場合、「担任教員一人に任せるのではなく」という記載を念のために入れておくことには一定の意義があると考え。
- ・ 資料 2-2 No.7, 8 の内容について、例示の内容が、情報提供を行ったことで学校の負担につながる、あるいは差別的取り扱いにつながってしまうといった解釈から情報提供を躊躇しうる書き方になっていると考える。情報提供の際には様々な配慮や留意が必要ではあるものの、情報提供を行うこと自体は悪いことではないと考える。誤解につながらないような書き方を検討いただきたい。
- ・ 資料 2-2 No.7, 8 の内容について、どの情報を担任に共有するかは、校長等の管理職がコントロールしている。学級担任一人が責任を負っていることが前提にある書き方であるため、記載を見直されたい。
- ・ 資料 2-2 No.7, 8 の内容について、情報提供の範囲は、支援目的と支援者が何を行うかによって異なると考える。必要な情報は伝えるべきであり、必要でないものは伝えないといった一般論を記載するのではなく、事例ごとにこういった観点で考えるべきであるといった内容を記載することがよいと考える。
- ・ 資料 2-2 No.7, 8 と関連するが、困難を抱えるこどもを救うためにこそ、友人等の身近な人に対して情報をあえて知らせないことも場合によっては必要であり、こども自身が隠しておきたい情報は多々あると考える。情報共有することが負担になるとの書き方は望ましくないと考え一方で、情報共有を広くすればよいとの書き方も望ましくないと考え。こどもをサポートする体制の中で誰にどの情報を渡すべきか精査した上で、情報を共有していくことが有益であると考え。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こどもデータ連携の取組に関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-data>) からご覧いただけます。

- ・ 資料 2-2 No.9 の内容について、困難を抱えているこどもについては組織として対応しており、情報は次の学年に引き継いでいる。掲載内容案の文面では、困難を抱えているこどもに対して担任が一人に対応しているイメージが前提の文章であると思われるが、担任教師一人に困難を抱えたこどもたちを任せるようなことはなく、現状の学校現場と乖離していると考える。

その他ガイドラインの記載についての御意見

- ・ ガイドライン素案 P27 について、「組織的安全管理措置」の中における校長の立ち位置が不明瞭であるため、明記する必要があると考える。校長が「担当課室長等」の役割に当たるのか分からない懸念があるため、「学校においては校長が担う」といった記載があると、学校現場において分かりやすいと考える。
- ・ ガイドライン素案 P46 の「チーム学校」について、スクリーニング会議やケース会議は、早期発見対応の一手法ではあるものの、今現在、学校はチーム学校として生徒指導体制を取っており、学年がチームとなり、担任のフォローを行いながら該当するこどもの支援を行っていくという流れとなっている。P46 の内容について、学校における現状の体制と生徒指導提要进行を踏まえると、記載が変わると考える。図 7-2 についても、生徒指導提要进行のイメージ図と異なるため、記載を検討されたい。
- ・ 「主幹教諭」という表記はあくまで参考であり、学校においては「生徒指導主任」や「教頭」等の文言を表記に入れていただきたい。「生徒指導提要进行」の中にも、チーム学校というイメージ図があるため、確認の上で記載を検討されたい。

5. こども・若者の意見のご共有

こども家庭庁より、本取組に関するこども・若者の意見について説明。

6. 事務連絡

事務局より事務連絡を実施。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こどもデータ連携の取組に関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-data>) からご覧いただけます。

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world 〜より良い社会の構築を目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150 カ国以上に展開する EY のチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EY による個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EY のメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EY について詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY のコンサルティングサービスについて

EY のコンサルティングサービスは、人、テクノロジー、イノベーションの力でビジネスを変革し、より良い社会を構築していきます。私たちは、変革、すなわちトランスフォーメーションの領域で世界トップクラスのコンサルタントになることを目指しています。7 万人を超える EY のコンサルタントは、その多様性とスキルを生かして、人を中心に据え（humans@center）、迅速にテクノロジーを実用化し（technology@speed）、大規模にイノベーションを推進し（innovation@scale）、クライアントのトランスフォーメーションを支援します。これらの変革を推進することにより、人、クライアント、社会にとっての長期的価値を創造していきます。詳しくは ey.com/ja_jp/consulting をご覧ください。

免責事項

1. 本資料及び添付文書（以下、「本資料一式」という。）は、こども家庭庁と E Y ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下、「E Y」という。）との間で締結した令和 6 年 10 月 16 日付けの「こどもデータ連携についての調査研究（令和 6 年度）」（以下、「本業務」という。）に係る契約に基づきこども家庭庁の便益のためのみに提供されたものであり、閲覧する他のいかなる者（以下、「第三者」という。）のためではございません。
2. E Y は、本資料の情報が第三者の目的に十分なものか、又は妥当なものか、あるいは本業務に関して、第三者に何ら表明又は保証するものではありません。
3. 本資料一式を第三者へ公開した結果生じうる、あらゆる申立て又は訴訟について、E Y は一切の責任を負うことはございません。